

答申乙第74号（諮問乙第87号事案）

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事が行った個人情報部分開示決定は、妥当である。

第2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、令和2年1月6日付けで、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「厚生労働省発障〇〇第〇〇号（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）に回答した行政文書一式 ※平成〇〇年〇〇月〇〇日付け措置入院決定に対する行政不服審査法に基づく審査請求事件に関する公文書」について、個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）として次のものを特定した。
 - (1) 審査請求に係る関係物件の提出について（送付）（以下「本件行政文書1」という。）
 - (2) 精神障害者発見通報書（平成〇〇年〇〇月〇〇日）（以下「本件行政文書2」という。）
 - (3) 措置入院のための事前調査票（平成〇〇年〇〇月〇〇日調査）（以下「本件行政文書3」という。）
 - (4) 措置入院に関する診断書（平成〇〇年〇〇月〇〇日）（以下「本件行政文書4」という。）
 - (5) 診察通知書（平成〇〇年〇〇月〇〇日）（以下「本件行政文書5」という。）
 - (6) 措置入院決定のお知らせ（平成〇〇年〇〇月〇〇日）（以下「本件行政文書6」という。）
 - (7) 措置入院の移送に関する記録票（平成〇〇年〇〇月〇〇日）（以下「本件行政文書7」という。）
 - (8) 措置入院者のための症状消退届（平成〇〇年〇〇月〇〇日）（以下「本件行政文書8」という。）
 - (9) 入院措置解除命令書（平成〇〇年〇〇月〇〇日）（以下「本件行政文書9」という。）
 - (10) 入院措置解除通知書（平成〇〇年〇〇月〇〇日）（以下「本件行政文書10」という。）

- (1 1) 退院等請求書（平成〇〇年〇〇月〇〇日）（以下「本件行政文書 1 1」という。）
- (1 2) 整理票（平成〇〇年〇〇月〇〇日）（以下「本件行政文書 1 2」という。）
- (1 3) 退院等の請求に係る意見書（平成〇〇年〇〇月〇〇日及び〇〇日）（以下「本件行政文書 1 3」という。）
- (1 4) 退院等の請求に係る意見調書（平成〇〇年〇〇月〇〇日及び同年〇〇月〇〇日）（以下「本件行政文書 1 4」という。）
- (1 5) 退院等の請求に関する審査結果（以下「本件行政文書 1 5」という。）

その上で、実施機関は、本件行政文書 6, 9, 10 及び 12 については開示、本件行政文書 1 から 5 まで、7, 8, 11 及び 13 から 15 については、一部について開示をしない理由を次のとおり付して部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和 2 年 1 月 17 日付けで審査請求人に通知した。

条例第 18 条第 1 項第 6 号ハ該当

本件行政文書には県が行う精神保健行政に関する情報が含まれており、公開することにより、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるため。

- 3 審査請求人は、令和 2 年 2 月 2 日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、対象となる文書を特定しなおした上で、全部開示決定を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、意見書及びその他審査会に提出された資料の記載によると、おおむね次のとおりである。

実施機関は本件処分において、条例第 18 条第 1 項第 6 号ハに該当する旨を非開示の理由とした。しかし、条例第 18 条第 1 項第 2 号イ「法令の規定により又は慣行として当該本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」が非開示情報の例外的開示事項として明記されており、提出資料 1 号証のとおり、請求人は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け宮精医審第〇〇号で、宮城

県精神医療審査会委員等の氏名は予め告知されており、条例第18条第1項第2号ハ「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」いずれにおいても非開示情報の例外的開示事項として明記されているとおり、その職員の役職に関する部分、その使用した氏名の名字に関する印影も含めて改めて全部開示を求める所以である。

本件処分には重大な法令の違反並びに組織的な偽造公文書の行使たる違法行為があること社会通念上著しく不合理であって且つ正義に反する公権力の濫用は法的にも無効であること一見至極明らかであるからこそ、早急にも保有個人情報に関する本件処分を取消し、全部開示決定を求める。

また、担当部署内部で作成すべき行政文書も全部開示されるべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書その他審査会に提出された資料及び意見聴取において述べている内容は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書について

本件行政文書は、審査請求人が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。令和元年法律第37号による改正前のもの。以下「法」という。）第29条第1項の規定に基づく措置入院処分を受け、厚生労働大臣に対して行政不服審査請求をしており、厚生労働大臣から宮城県知事に対し平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで関係書類の提出について依頼があったため、送付したものである。

2 条例第18条第1項第6号ハの該当性について

審査請求人の意思に反する措置入院処分や退院請求結果であったことから、次に掲げる情報は審査請求人の認識に沿わない可能性があり、開示することにより、記載内容の真偽や詳細等を確かめるために審査請求人から追及を受けることで、今後、客観的かつ正確な文書の作成や円滑な決裁事務に支障が及び、ひいては将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため、非開示とした。

- (1) 職員、委員、精神保健指定医、同行者、記録者及び受理者に係る氏名、電子メールアドレス及び印影
- (2) 自傷他害のおそれありと警察が認めた理由
- (3) 生活歴、既往歴及び現病歴等
- (4) 問題行為、重大な問題行動、現在の精神症状、その他重要な症状等
- (5) 主要症状

- (6) 調査時の状況
- (7) 措置入院以降の措置症状が消退するまでの具体的な状態
- (8) 退院等の請求に係る意見
- (9) 本人の病歴やこれまでの経過を含めた退院請求に対する意見

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあつては、原則開示の理念の下に解釈され、かつ運用されなければならない。

当審査会は、この原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断する。

2 本件個人情報について

本件審査請求に係る個人情報は、審査請求人が法第29条第1項の規定に基づく措置入院処分を受け、厚生労働大臣に対して行政不服審査請求をしたため、同大臣から宮城県知事に対し平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで関係書類の提出依頼があり、その際送付した文書に記録された審査請求人に係る個人情報である。(以下「本件個人情報」という。)

当審査会では、実施機関から本件行政文書の提供を受けて、インカメラ審理によって実際に見分し、本件処分の妥当性を検討する。

3 条例第18条第1項各号の非開示情報について

(1) 条例第18条第1項第2号について

条例第18条第1項第2号は、「開示請求に係る個人情報の本人以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該本人以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、当該本人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は当該本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお当該本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しない旨規定されているが、同号ただし書において、次に掲げる情報は当該非開示情報から除くものとされている。

イ 法令の規定により又は慣行として当該本人が知ることができ、又は知る

ことが予定されている情報

- ロ 人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，開示することが必要であると認められる情報
- ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。），独立行政法人等の役員及び職員，地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において，当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは，当該情報のうち，当該公務員等の職，氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 条例第18条第1項第6号の規定について

条例第18条第1項第6号は，「県の機関，県が設立した地方独立行政法人又は国等の機関が行う事務事業に関する情報であつて，開示することにより，次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上，当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり，又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるもの」については開示しない旨規定されており，「次に掲げるおそれ」として同号ハで次のように規定されている。

- ハ 指導，評価，選考，判定，診断等に係る事務に関し，当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり，又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ

4 条例第18条第1項各号の非開示情報の該当性について

(1) 答申乙第52号で判断がなされた本件行政文書

イ 本件行政文書2，3，13及び14の文書については，審査請求人が以前に個人情報の開示請求を行い部分開示決定したところ，平成24年1月26日付けで異議申立てがなされ，平成27年9月16日付け答申乙第52号（以下「答申乙第52号」という。）により答申されている。

- ロ 本件行政文書2，3及び13（平成〇〇年〇〇月〇〇日付けのものに限る。）について，本件行政文書2は，法第24条の規定により，警察官が自傷他害のおそれがあると認められる者を発見したときに，最寄りの保健所長を経て知事に通報するものであつて，答申乙第52号を受け，保健所職員の印影，自傷他害のおそれがあると認めた理由についての記載の一部が非開示となっている。本件行政文書3は，法第27条の規定により，警察署

長からの通報に基づき、県の職員が措置診察の要否を判断するために、審査請求人及び家族と面接した記録であって、答申乙第52号を受け、生活歴及び既往歴の記載の一部、問題行為欄、主要症状の記載の一部、調査時の状況の記載の一部、調査員の氏名及び印影が非開示となっている。本件行政文書13（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）は、法第38条の5第4項の規定によるもので、宮城県精神医療審査会が審査請求人の退院請求に係る入院継続等の必要性の審査を行うに当たり、主治医に報告を求め、これに応じて主治医から提出された書面であって、答申乙第52号を受け、審査請求人の生活歴及び既往歴等の記載の一部、主治医が入院加療が適切であるとした理由について記載されている部分が非開示とされている。これらについては、条例第18条第1項第6号ハに該当するとの実施機関の主張に変更はなく、かつ、その決定を妥当とした答申乙第52号を変更すべき特段の事情も認められないため、答申乙第52号を維持し、条例第18条第1項第6号ハに該当するとして非開示とした判断は妥当である。

ハ 本件行政文書13（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）について

本件行政文書13（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）は、法第38条の5第4項の規定によるもので、宮城県精神医療審査会が審査請求人の退院請求に係る入院継続等の必要性の審査を行うに当たり、両親に報告を求め、これに応じて両親から提出された書面である。本件行政文書13（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）では、審査請求人の措置入院、退院の請求に至るまでの経緯や退院の請求に対する両親の意見が自筆で記載されており、答申乙第52号を受け、両親の署名及び押印の部分や両親の意見が記載された部分はすべて非開示となっている。

実施機関は、本件行政文書13（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）について条例第18条第1項第6号ハに該当し非開示と判断している。

一方で、答申乙第52号では、審査請求人以外の個人に関する情報であることから、条例第18条第1項第2号に該当し、非開示が妥当であると判断しており、これを変更すべき特段の事情は認められないことから、条例第18条第1項第2号に該当し非開示とすることが妥当である。

ニ 本件行政文書14について

本件行政文書14は、法第38条の5第3項及び第4項の規定に基づき主治医、家族及び審査請求人に意見聴取した内容等を委員2名が各々まとめたものである。本件行政文書14では、答申乙第52号を受け、委員の氏名、生活歴及び既往歴等の記載の一部、主治医及び家族から聴取した内容の一部並びに委員の意見についての記載の一部が非開示となっている。

実施機関は、答申乙第52号を受け、主治医等から聴取した入院後の経過等に関する内容のうち、主治医等の評価、判断等の要素が含まれておらず、客観的事実のみを記載した情報については開示と判断し、それら以外の情報については、退院請求に係る事実関係等を確かめるために審査請求人から追及を受けることで、今後、客観的かつ正確な文書の作成や円滑な決裁事務に支障が及び、ひいては将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の円滑な執行に支障が生ずるおそれがある旨主張し、条例第18条第1項第6号ハに該当し非開示と判断している。

審査請求人から今回新たに提出された「退院等の請求に関する意見聴取について」（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け宮精医審第〇〇号宮城県精神医療審査会会長通知）には、意見聴取を行う委員2名の氏名が明記されているが、同通知が発せられてから既に10年以上経過しており、本件開示請求が行われた令和2年1月現在では、上記の理由により退院等の請求を行った措置入院の対象者（以下「措置入院者」という。）に対して委員の氏名は通知していない。よって、条例第18条第1項第6号ハに該当し、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、審査請求人は委員の氏名及び印影について、条例第18条第1項第2号該当性を主張しているので、この点についても念のため検討する。

本件行政文書14には、委員が押印した印影が記録されている。また、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け意見調書においては、委員の自筆による氏名が記録されている。自筆の氏名については、委員の氏名という情報と個人の筆跡という情報が一体不可分となっており、委員の氏名という観点からは、当該委員は附属機関の委員として特別職の公務員であることから、条例第18条第1項第2号ただし書ハ該当による開示を検討すべきところであるが、個人の筆跡という観点からは、これを開示すると筆跡を模倣されて悪用されるおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。これら2つの情報が一体不可分であることを考慮すると、自筆の氏名については条例第18条第1項第2号本文により、非開示とすることが妥当である。委員の印影については、前述のとおり当該委員は特別職の公務員であるところ、本件以外の公務で使用している可能性もあることから、偽造されて悪用されるおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、条例第18条第1項第2号本文により、非開示とすることが妥当である。

以上により、委員の自筆の氏名及び印影については条例第18条第1項第6号ハ及び第2号本文により、他の部分については条例第18条第1項第6号ハにより非開示とすることが妥当である。

(2) (1) 以外の本件行政文書

イ 本件行政文書1について

本件行政文書1は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで厚生労働大臣から依頼があり、送付した文書のかがみである。

本件行政文書1では、県の担当者の姓及びメールアドレスの個人が識別される部分が非開示となっている。

措置入院が措置入院者の意思にかかわらず強制的に入院させることができる制度であることなどを考慮すると、当該処分や調査に関わった職員を特定し得る情報を開示した場合、措置入院者が記載内容の真偽や詳細等を確かめるために、これらの者に対し、問合せや追及等を行うことにより、当該事務若しくは将来の同種の事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められる。

よって、条例第18条第1項第6号ハに該当し、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

ロ 本件行政文書4について

本件行政文書4は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に審査請求人の措置入院の適否を判断するために、2人の精神保健指定医が作成した診断書である。

本件行政文書4では、病名、ICDカテゴリー、生活歴及び現病歴、重大な問題行動、現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像、診断時の特記事項、精神保健指定医の氏名及び立ち会った県の職員の氏名が非開示となっている。

(イ) 生活歴及び現病歴

実施機関が非開示とした部分には、精神保健指定医が診断書を作成するに当たって、審査請求人のこれまでの生活歴や現在の病状に関する履歴を関係者から聴取した内容が記載されている。当該情報が開示されると、関係者が記載された内容等について措置入院者から追及されることをおそれて、自由かつ率直な意見を述べなくなり、関係者から精神保健指定医に対する情報提供等の協力が得られなくなるなど、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれら事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められる。

よって、条例第18条第1項第6号ハに該当し、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(ロ) 精神保健指定医の氏名

診断が要措置であり、審査請求人の措置入院が本人の意向に添わないことを考慮すれば、診断者である精神保健指定医を特定し得る当該情報を審査請求人に開示した場合、記載内容の真偽や詳細等を確かめるため

に、診断者に対し、問合せや追及等を行うことにより、当該事務若しくは将来の同種の事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められる。

よって、条例第18条第1項第6号ハに該当し、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(ハ) 立ち会った県の職員の氏名

措置入院が措置入院者の意思にかかわらず強制的に入院させることができる制度であることなどを考慮すると、当該処分や調査に関わった職員を特定し得る情報を開示した場合、措置入院者が記載内容の真偽や詳細等を確認するために、これらの者に対し、問合せや追及等を行うことにより、当該事務若しくは将来の同種の事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められる。

よって、条例第18条第1項第6号ハに該当し、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(ニ) 上記イからハ以外の部分

実施機関が非開示とした部分には、精神保健指定医による審査請求人の診断結果が率直かつ具体的に記載されている。これらの情報が開示されると、精神保健指定医が措置入院者の反応等に配慮して記載を簡略化したり、正確に記述することをちゅうちょするなど、記載内容の形骸化をもたらすことが想定され、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれら事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められる。

よって、条例第18条第1項第6号ハに該当し、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

ハ 本件行政文書5について

本件行政文書5は、精神保健指定医が診察を実施することを、措置入院者である審査請求人の父親に知事が通知した文書である。

本件行政文書5では、精神保健指定医の氏名が非開示となっている。

診断が要措置であり、審査請求人の措置入院が本人の意向に添わないことを考慮すれば、診断者である精神保健指定医を特定し得る当該情報を審査請求人に開示した場合、記載内容の真偽や詳細等を確認するために、診断者に対し、問合せや追及等を行うことにより、当該事務若しくは将来の同種の事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められる。

よって、条例第18条第1項第6号ハに該当し、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

ニ 本件行政文書 7 について

本件行政文書 7 は、精神保健指定医の診察結果を受けて、入院する医療機関への移送について記録した文書である。

本件行政文書 7 では、移送した県の職員の氏名及び印影が非開示となっている。

措置入院が措置入院者の意思にかかわらず強制的に入院させることができる制度であることなどを考慮すると、当該処分や調査に関わった職員を特定し得る情報を開示した場合、措置入院者が記載内容の真偽や詳細等を確認するために、これらの者に対し、問合せや追及等を行うことにより、当該事務若しくは将来の同種の事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められる。

よって、条例第 18 条第 1 項第 6 号ハに該当し、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

ホ 本件行政文書 8 について

本件行政文書 8 は、措置入院者の措置症状が消退したことを入院医療機関が知事に届け出た文書である。

本件行政文書 8 では、入院以降の病状又は状態像の経過及び措置症状の消退を認めた精神保健指定医の氏名が非開示となっている。

実施機関が非開示とした部分には、精神保健指定医による審査請求人の入院後の病状の経過が率直かつ具体的に記載されている。これらの情報が開示されると、精神保健指定医が措置入院者の反応等に配慮して記載を簡略化したり、正確に記述することをちゅうちょするなど、記載内容の形骸化をもたらすことが想定される。

また、精神保健指定医の氏名が開示された場合、措置入院者が記載内容の真偽や詳細等を確認するために、診断者である精神保健指定医に対し問合せや追及等を行うことが想定される。

これらのことから、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又は事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められる。

よって、条例第 18 条第 1 項第 6 号ハに該当し、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

ヘ 本件行政文書 11 について

本件行政文書 11 は、法第 38 条の 4 の規定により、審査請求人が知事に対し退院請求した文書である。

本件行政文書 1 1 では、請求を受理した県の職員の氏名及び印影が非開示となっている。

措置入院が措置入院者の意思にかかわらず強制的に入院させることができる制度であることなどを考慮すると、当該業務に関わった職員を特定し得る情報を開示した場合、措置入院者が記載内容の真偽や詳細等を確認するために、これらの者に対し、問合せや追及等を行うことにより、当該事務若しくは将来の同種の事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められる。

よって、条例第 1 8 条第 1 項第 6 号ハに該当し、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

ト 本件行政文書 1 5 について

本件行政文書 1 5 は、審査請求人の退院請求に対し、審査の結果引き続き措置入院による治療が必要である旨審査請求人に通知した文書である。

本件行政文書 1 5 では、文書を担当した県の職員の姓が非開示となっている。

措置入院が措置入院者の意思にかかわらず強制的に入院させることができる制度であることなどを考慮すると、当該業務に関わった職員を特定し得る情報を開示した場合、措置入院者が記載内容の真偽や詳細等を確認するために、これらの者に対し、問合せや追及等を行うことにより、当該事務若しくは将来の同種の事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められる。

なお、本件行政文書 1 5 が審査請求人に発せられてから既に 1 0 年以上が経過しており、本件開示請求が行われた令和 2 年 1 月現在では職員の氏名は記名しない扱いになっている。

よって、条例第 1 8 条第 1 項第 6 号ハに該当し、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(3) その他

審査請求人が主張する担当部署内で作成すべき行政文書も併せて開示対象として全部開示されるべきであるという点は、開示請求に係る個人情報の内容が第 2 の 1 に記載するとおりであり、厚生労働省に回答した文書以外の内部文書まで含むとは解されない。

また、審査請求人は、本件個人情報に条例第 1 8 条第 1 項第 2 号ただし書イに該当し、慣行としてすべて開示すべきである旨主張するが、第 5 の 4 で述べたとおり、措置入院が本人の意思にかかわらず強制的に入院させることができる制度であること等に鑑みれば、これを採用することはできない。

審査請求人は公務員の氏名等は条例第18条第1項第2号ただし書ハに該当し、開示すべきである旨主張するが、条例第18条第1項第6号ハに該当し、氏名等も非開示とすべき場合にまでこれを適用するものと解することはできない。

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断に影響するものではない。

5 結論

当審査会は、上記のとおり本件個人情報を具体的に検討し、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年 3月 2日	○ 諮問を受けた。(諮問乙第87号)
令和2年 5月15日 (第239回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和2年 6月19日 (第240回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和2年 7月17日 (第241回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和2年 8月26日 (第242回審査会)	○ 関係人から意見等を聴取した。
令和2年 9月24日 (第243回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和2年10月27日 (第244回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和2年11月30日 (第245回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和2年12月22日 (第246回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3年 1月26日 (第247回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3年 2月22日 (第248回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3年 3月25日 (第249回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3年 4月27日 (第250回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3年 5月27日 (第251回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3年 6月29日 (第252回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3年 7月29日 (第253回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3年 8月27日 (第254回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3年10月28日 (第255回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3年11月25日 (第256回審査会)	○ 事案の審議を行った。

令和3年12月21日 (第257回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和4年 1月25日 (第258回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和4年 2月22日 (第259回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和4年 3月30日 (第260回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和4年 4月21日 (第261回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和4年 5月25日 (第262回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和4年 6月22日 (第263回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和4年 7月27日 (第264回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(令和2年10月13日まで)

氏名	区分	備考
桑村 裕美子	東北大学大学院法学研究科准教授	
杉浦 永子	第一印象研究所代表	
中原 茂樹	関西学院大学大学院司法研究科教授	会長職務代理者
野呂 圭	弁護士	
米谷 康	弁護士	会長

(五十音順)

(令和4年10月7日現在)

氏名	区分	備考
大橋 洋介	弁護士	
桑村 裕美子	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
佐藤 英世	東北学院大学法学部教授	
杉浦 永子	第一印象研究所代表	
野呂 圭	弁護士	会長

(五十音順)